

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター



あすてっぶ茨木の皆さん



大和高田市くらし・せいかつ支援係の様子

生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて平成29年5月から開催されている「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」は、12月11日に最終回（第11回）を迎えました。毎回設定される議題に関して委員の方々から御意見を頂き、白熱した議論が進められました。生活困窮者自立支援制度全般については、次のような観点から議論を行いました。

- ・新たに相談につながった約45万人のほかにもまだ生活に困窮している人は少なからずいると考えられ、今後、適切に自立相談につなげていく必要がある。

- ・生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりを行う事が必要であるが、まだ試行錯誤している自治体も多い。

- ・生活困窮者の自立を支える就労準備支援や家計相談支援について、十分な支援が行えていない自治体が存在する可能性があるとともに、生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証人、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題が明らかになってきている。

- ・特に、貧困の連鎖を防ぎ子どもの将来に向けた自立を支援することや、高齢の生活困窮者の生活をしっかりと支えることが社会的課題となっている。

- ・こうした中で、誰に対しても、包括的な自立支援を的確に行える支援体系の構築状況は地域ごとにばらつきが生じている。

- ・地域共生社会の実現に向け、複合課題を抱える人、制度の狭間にある人、自ら支援を求めることが難しい人を支援につなげ、「支えられる側」が「支える側」にもなり、様々な地域資源とつながり循環し地域づくりにつなげていく取組が進められる中で、対象者の属性にかかわらず生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援し、地域づくりを目指す目標として掲げているこの制度は、地域共生社会の実現に向けた中核的な仕組みとなる可能性がある。

- ・こうした課題、制度の創設趣旨を踏まえ、必要とされる支援の充実を図っていく必要がある。

部会において、報告書のとりまとめについては部会長一任となり、今後報告書がとりまとめられ次第公表します。

今号では子どもの学習支援事業や就労準備支援事業において他機関、事業と連携して支援を行っている大阪府茨木市と、市民の方々に親しみを持ってもらい、幅広く相談してもらえる窓口づくりに取組む奈良県大和高田市より報告して頂きます。

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 自治体短信 大阪府茨木市
- 3 自治体短信 奈良県大和高田市
- 4 本号で紹介した資料等について



自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



茨木市の「いま」

～学習から就労までの一貫した支援に向けて～

大阪府茨木市健康福祉部福祉政策課生活支援係長

奥田 昌樹

1. 茨木市の概況

茨木市は、淀川の北、大阪市と京都市のほぼ中間に位置し、近畿圏内でも屈指の交通の要衝であり、鉄道ではＪＲ京都線、阪急京都線、大阪モノレールが、また、道路では、名神高速道路、近畿自動車道路、中国自動車道路、大阪中央環状線、国道171号線などの幹線が集中し、全国の主要都市へとつながっております。

本市では、その交通環境の利便性や、豊かな自然環境など恵まれた多くの魅力を生かし、教育・文化・福祉が充実した、誰もがいつまでも住み続けられる、安心安全で活気のあるまちとして発展を遂げてきました。

2. 生活困窮者自立支援制度の実施に向けた取組み

本市では、生活困窮者自立支援法の施行前となる平成26年4月からモデル事業として自立相談支援事業と就労準備支援事業を開始し、体制整備を行ってきました。平成27年度からの本格実施時には、家計相談支援事業、一時生活支援事業、その他事業としての法律相談事業などの任意事業を拡充。平成29年度より、これまで子どもの貧困対策事業として実施していた学習・生活支援事業を、生活困窮者の子どもに対する学習支援事業として再編し、現在は、全ての任意事業実施に取り組んでいます。

【自立相談支援事業】

① 直営＋委託による相談体制の整備

生活困窮者が抱える問題は、多様かつ複雑であり、課題解決のためには、分野にとらわれない包括的な相談ができる実施体制や、多職種による連携支援が必要になることが想定されていきました。本市では、庁内関係各課との連携や、地域の社会資源等を有効に活用できる支援体制の構築を目指し、市直営による相談事業の実施に加えて、社会福祉協議会、弁護士会、社会保険労務士会、NPO法人など、各団体の得意分野ごとに事業を委託してきました。市と専門機関との協働により、経済的困窮にはじまる一般的な相談のほか、貸付、法的トラブル、年金、労務問題等に関する相談まで対応し、各分野の専門

性を活かした相談支援を実施しています。

② 相談しやすい窓口を目指して

事業開始当初より「福祉やくらしに関する総合相談窓口」を合言葉に、ワンストップでの相談支援を目指してきました。庁内の各窓口で困窮に関わる相談があった際には、自立相談支援員が各関係窓口にかけつけて相談を行い、また関係機関につなぐ際には同行支援を徹底するなど、相談者をたらい回しにしないよう心がけています。

しかし、相談者にとって市役所に相談に来るということとは敷居が高いものです。本市では、自立相談支援の窓口を、くらしサポートセンター『あすてっぴ 茨木』と名付け、気軽に相談に来ていただく環境をつくるとともに、困りごとを抱える方々にとっての「明日へのステップ」につながるような支援の実施を目指しています。

【子どもの学習支援事業】

① 身近な地域での学習の場の創出

本市では、平成27年6月より、子どもの貧困対策事業として、中学生を対象とした学習・生活支援事業を市内3か所でスタートしました。平成29年度からは、生活困窮者支援における任意事業として位置付けるとともに、学習会場を6カ所に増設し、市内全域をカバーできるようにしました。

② 機関協働による事業実施

事業対象者は生活保護世帯、ひとり親家庭に属する中学生のほか、在籍する中学校長から推薦を受けた生徒も参加できるものとして、対象者の間口を広げるとともに、福祉部門、子ども育成部門、教育機関がそれぞれ携わることにより、連携して事業実施できるような仕組みについても工夫しています。

③ 学習と生活に関する相談・支援

本事業では、子どもの学習習慣の定着や、学び直しの機会の提供など、学習や進学に関する支援はもちろんのこと、大学生や社会人のスタッフとのふれあいによるコミュニケーション能力の向上や自己肯定感の醸成など、

生活や社会性の向上に向けた支援も行っています。参加者は宿題やテキストをスタッフに見てもらいながら勉強に取組み、わからないところを、自ら「わからない」と発信し伝えることや、聞くことができるようになることも、大切なステップにつながっていくものであると考えています。

③ 子どもの居場所としての機能と継続支援

学習会は、子ども達にとって勉強などをがんばる場所であるとともに、家庭や学校以外での3つ目の自分の居場所（サード・プレイス）としての役割も担っており、子ども達が、日々の出来事や将来のことなどを安心して相談でき、「ほっ」とできるような場所となっています。

また、事業参加者には、卒業後も相談や報告に来てもらったり、今度は自身がスタッフとして参加し、後輩達に勉強を教える側に回ったりと、支援のつながりが途切れることなく、連鎖していくような場を目指しています。



学習支援の様子と地域資源を活用した食事提供との連携

【就労準備支援事業】

就職困難者が抱える問題は、就労経験の不足や意欲の低下といった直接的な課題から、生活リズムの乱れや他者とのコミュニケーションに関する課題、家庭の経済状況の問題にいたるまで、多種多様であり、個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要であると考えられます。本市では平成26年度から生活困窮者を対象に就労準備支援事業を実施していますが、効果的な事業実施に向けて試行錯誤を繰り返してきました。

① 子ども・若者支援事業との連携

いわゆる「80・50問題」に代表される中高年のひきこもり対策等を行うため、平成27年度より就労準備支援事業を、子ども育成部門で実施している「子ども・若者支援」を請け負う法人に業務委託。若者ひきこもり支援との連携による事業実施を行い、対象者が年齢等によって制度の狭間に陥ることがない支援を行ってきました。

② 被保護者就労準備支援事業との一体実施

対象者が支援中に生活保護受給に至り、支援が途切れてしまうおそれがあることから、平成28年度より被保護者就労準備支援事業を開始。制度による支援の切れ目が生じないよう一体的に事業実施を行っています。

③ 障害者就労支援のノウハウを活用

平成29年度からは、障害者就労支援で培ったノウハウを、生活困窮者等の就労準備支援にも活用するため、従前より障害者を対象として実施していた庁内職場実習を再編。障害者だけではなく、就労に課題を抱える生活困窮者や被保護者を対象に加え、就労準備支援員のサポートのもとで庁内の簡易な事務や軽作業の体験をしてもらう、就労自立に関する支援を開始しています。

これまで実施してきた定期的な通所や面談、ボランティア参加などによる、日常生活のリズム形成や社会参加の機会提供のほか、実習に参加してもらうことで就労に向けたより実践に近い形での支援が可能となり、また、その後の就労について意識したアセスメントを進めることができるようになりました。

3. おわりに

生活困窮者自立支援法の施行から3年目となり、制度の見直しが目前に迫っています。まだまだ発展途上の制度ではありますが、いい意味での本制度の粗さの部分は、支援の幅を広げるとともに、今後の相談支援の在り方についてのひとつの可能性を示唆したものと考えます。明確な答えがない中で、支援者と支援を受ける側が、互いに手探りで解決策を探していくことは決して簡単なことではありませんが、『あすてつぶ茨木』では、これからも様々な相談に携わる中で、相談者目線による寄り添い型支援を基本として取組んでいきたいと考えています。

最後に、各任意事業については、地域の実情によって、その必要性和実施の是非が問われているところであり、本市でも実施手法等についてまだまだ研究・改善の余地が多々あるところですが、支援メニューが増えるということは、対象者だけでなく支援者側にとっても大きなアドバンテージとなります。相談支援員がひとりでは、なかなかのではありませんが、地域の社会資源や各種事業をうまく連結し活かしていくことで、支援の内容を充実させ、相談に来てくださった方々に提供できるようがんばっていきたくと考えています。

自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



「タカダ」を図案化したデザイン
昭和7年（1932）年4月1日

奈良県大和高田市の「いま」 ～聴くが効く～

奈良県大和高田市福祉部保護課 くらし・せいかつ支援係

係長 辻 雅弘

わか街 大和高田市 ～元気な高田 誇れる高田～

同じ仕事をされている全国の同志の皆さま、初めまして。奈良県の大和高田市保護課くらし・せいかつ支援係の辻雅弘と申します。本市では平成27年4月より直営にて生活困窮者自立支援事業を運営しています。本年度で3年目を迎え、市民の方々からの相談に耳をかたむけ、横に立ち、伴走しながら、立ち上がれるよう共に考えております。行政に何ができるのかではなく、本人がまず何をしたいのか、自身がどうなりたいのかに着目して、支援しています。

ここで、わか街大和高田市の紹介をします。

本市は、昭和23年年1月1日、県下2番目の市として市制を施行しました。奈良県の北西、大和盆地の南西にあり、全市域にわたり、ほぼ平坦な地形であります。南北に川が流れ、春になると多くの人が両岸に咲く千本桜の見物に訪れます。また、世界遺産の法隆寺、飛鳥時代の古代ロマンあふれる明日香村へも車で30分の至便な立地条件です。



↑大和高田市のマスコットキャラクター
「未来ちゃん〜みくちゃん〜」と千本桜



↑奈良県無形民俗文化財 奥田蓮取り行事

地勢的な面からみると、本市は大阪方面への通勤圏（本市主要駅から大阪市内まで、鉄道利用により約30分）に位置し、小規模住宅やマンションの建設も周辺地域に比して盛んな一方で、昔からの低家賃住宅や公営住宅も数多く存在しています。

このことから見ると、老人やひとり親家庭等いわゆる社会的弱者と言われている方々にとって住みやすい環境であり、また周辺他地域からの流入が多くみられ、要保護世帯及び生活困窮者等にとって住みやすい地域ともいえるでしょう。

わか街の生活困窮者施策の現状・・・

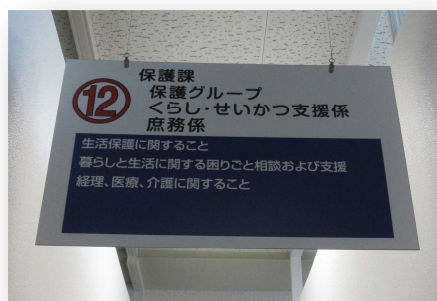
わか街大和高田市における生活困窮者自立支援制度の取り組みについてお話します。くらし・せいかつ支援係は、主任相談支援員1名、相談支援員2名、就労支援員1名の計4名で構成されています。本市の相談件数（人口比）が奈良県下でも比較的多い理由は、本市の取り組み方が、まさしく第2のセーフティネットの役割を担う形にしていることが挙げられます。直営であること、また生活保護担当課より生まれたこの係は、生活保護担当係と隣接しており、あらゆる相談の窓口となっています。生活保護につながる相談であっても、先ずはくらし・せいかつ支援係で相談に乗っています（もちろん、生活保護の申

請にと来られた相談者については直接保護グループに繋いでいます)。

また、広報課の協力をいただき、市広報誌の一區画に毎号、『おしえて！生困』シリーズを連載しています。「市民の方が生活困窮者自立支援制度をおしえて！」という視点と、「行政側が地域でもし生活困窮者を見つけたらおしえて！」という視点の2つの視点から掲載しています。実際にあった相談内容を個人情報が出ないように加工し、掲載しています。そのことにより、読んでいただいた市民の方からも、「自分とおなじ境遇だ」、「こんな話でも相談に乗ってもらえるんだ」、「行政っぽい文章でなくて読みやすい」、「窓口にどんな職員がいるのだろう」と反響があります。

また、平成27年4月より保護課「生活困窮者自立支援係」という係名で当係はスタートしましたが、仕事をしていくにつれ、この係名に違和感を感じるようになりました。なぜならこの制度は、経済的に困窮された方ばかりがこの制度の扉を開くわけではないことを理解したからです。社会的孤立に陥った人、経済的には豊かだが、人間関係の構築が困難な人などがまだまだ地域には存在するのです。その本人たちが、また、その人を見つけた地域の人たちが、先ずは相談しやすい窓口にとの思いから、平成29年4月より係名を『くらし・せいかつ支援係』という名前に変更しました。私の上司も、また本市人事課も理解を示していただき、想いが形となりました。

たかが係名、されど係名……。生活困窮者という言葉の重みを取り除くことにより、よりハードルの低い親しみやすい入り口となったのです。



←課の看板

逃げ道を創ってあげる・・・

困り事を抱えた方たちの相談の中には、個人的な悩み、家族の悩み、世帯の悩み、夫婦間の悩み、嫁姑の悩み、親子関係の悩みなど、様々な悩みがその人を取り囲んでいます。とすれば私たちは、相談の際、伴走支援の中

で、正しいことや正論を伝えてしまいがちになります。そのような時には、常に『逃げ道を創ってあげる』ことを意識して話を聞くように心がけています。支援者自身の失敗談や、支援者自身の人間関係などを会話の中に工夫加えることにより、ひとつ、またひとつと、抱えている荷物（悩み）を降ろしてくれることに繋がると信じて、日々困り事の話に傾聴しています。身近に感じてもらえるように、また、行政機関という敷居を低くし、「あー、とにかく話に来てよかった」と感じてもらえるように、欲を言えば「この人に話せてよかった」と思ってもらえるように、さらにもっと欲を言えば「この人に逢えてよかった」と感じてもらえるような（笑）、そんなケースワークができればと思っています。（なかなかそうはいきませんが・・・）

そして、あくまでも計画段階ではありますが「就労準備支援事業」の実施を目指しています。奈良県における各市の任意事業の実施率がかなり低かったため、事業の広域に向け、このたび、各市町村の財政事情、またそれぞれの苦悩、何度も何度も会って、話し合い、討論し、**広域実施実現化**の形をつくってきました。この計画に対し、土壌を作り、種を蒔き、みんなで肥料とたっぷりの水を加え、しっかりとした固い蕾が出来上がってきました。あとは、そっとゆるめるだけです。きっと大きな花を開かせますように……。では、皆さま、これからも生活困窮者支援、私たち同志もみんなで支えあって頑張ってまいりましょう。



↑当市 高田川の千本桜



市の木「さざんか」→

本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 New !	
大阪府茨木市	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/27/ibaraki_seikatsushien_leaflet_2807.pdf
奈良県大和高田市	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 29 年 7 月、8 月、9 月分をホームページに掲載） New !	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html
社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（会議資料をホームページに掲載） New !	
会議資料	厚生労働省ホームページ（審議会・研究会等>社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））に会議資料を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=443308
事業実施状況調査の結果（平成 29 年度） New !	
事業実施状況調査の結果について	厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度実施状況調査結果について） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000175536.pdf

（編集後記） 昨年 12 月から各都道府県で開催している「自治体との意見交換会」が 39 道府県に達しました（11 月末）。各地で書類や電話では分からない各相談機関の実情や制度に関する課題等を伺い、支援を充実させるためにできることはないのか常に考えさせられます。今号の自治体短信でも紹介した「関係機関との連携」「相談窓口を知ってもらうための周知」については必ず話題に挙がる課題であり、また一度実施すればいいというものではなく、継続することが重要だと再認識させられます。今年度中に全都道府県にて意見交換会を開催するとともに、今後のあり方についても考えたいと思います。（い）